

医政医発 0921 第 13 号  
令和 4 年 9 月 21 日

各関係大学（学部）長 殿

厚生労働省医政局医事課長  
（ 公 印 省 略 ）

言語聴覚士法第 33 条第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定  
する科目に関する協議等の事務手続について

標記科目については、別添 1 のとおり、令和 4 年 8 月 30 日付けをもって各都道府県知事に通知したところであるが、これらの科目に関する協議等の事務手続について、下記により行うこととしたので遺漏のないよう御配慮願うとともに、貴大学の学生に対する指導方お願いしたい。

記

1 指定科目の履修に関する協議

- (1) 言語聴覚士法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 118 号。以下「一部改正規則」という）により、各学校養成所で履修する科目が、指定科目と認められるか否かについては、別紙様式 1 により予め厚生労働省に協議することとする。

また、上記教育の実施にあたっては、別添 2 に掲げる「教育上必要な機械器具、模型」を標準として整備していることが望ましい。

- (2) 協議書の申請にあたっては参考資料として、次に掲げるものを添付すること。

① 各科目の教科内容等

各科目で教授する授業科目のうち指定科目に相当する科目の教科内容を具体的に記載したもの。

また、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学院においては、本来目的として教授研究する内容の他、言語聴覚士の資格取得に求められる知識等の修得に要する期間として 2 年以上の修業期間となっていることがわかるもの。

- ② 学則
  - ③ 学生募集要領
  - ④ 履修要綱・学生便覧等
  - ⑤ その他
- 審査するうえで参考となる書類。

## 2 言語聴覚士の受験手続きについて

令和4年4月1日以降各学校養成所を卒業する者については、言語聴覚士法施行規則（平成10年厚生省令第74号）第12条第2項第2号に規定する書類の様式は、別紙様式2に掲げる項目を満たしていること。

## 3 留意事項

上記1の事務手続きにおいては、次の点に御留意願いたいこと。

- (1) 厚生労働省に協議する場合は、文部科学省の承認を得た科目をもって協議すること。
- (2) 授業科目名、教科内容を変更する場合は、変更する内容を厚生労働省に協議すること。
- (3) 各大学において、履修証明書を発行する場合の科目名は、厚生労働省に協議して認められた科目を全て記載すること。
- (4) 指定科目の履修に関する協議の提出は、適用させたカリキュラムにおいて学生に教授する前年度の12月末日までに行うこと。
- (5) 一部改正規則施行の際現に一部改正規則第16条に規定する受験資格を満たしている者及び、一部改正規則の施行時点では改正前の規則第16条に規定する受験資格を満たしていないが、言語聴覚士養成所等に在学はしており、一部改正規則施行後に一部改正規則第16条に規定する受験資格を満たす者が在籍している学校養成所については、言語聴覚士国家試験の出願を開始するまでに協議手続きを行うこと。

別紙様式 1

〇〇〇〇〇〇〇〇

令和 年 月 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

〇〇〇〇大学長

言語聴覚士法第 33 条第 4 号の規定に基づき  
厚生労働大臣の指定する科目について（協議）

標記について、本校で実施している下記の授業科目によって、指定科目を履修したとみなすことが出来るか協議いたします。

指 定 科 目	授 業 科 目	単 位 数		実 時 間		
		講義	実習	講義	学内実習	臨床実習
基礎医学(医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。)						
臨床医学(内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉(いんこう)科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。)						
臨床歯科医学(口腔(くう)外科学を含む。)						
音声・言語・聴覚医学(神経系の構造、機能及び病態を含む。)						
臨床心理学						
生涯発達心理学						

学習・認知心理学(心理測定法を含む。)						
言語学						
音声学						
言語発達学						
音響学(聴覚心理学を含む。)						
社会福祉・教育(社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。)						
言語聴覚障害学総論(言語聴覚障害診断学を含む。)						
失語・高次脳機能障害学						
言語発達障害学(脳性麻痺(ひ)及び学習障害を含む。)						
発声発語・嚙(えん)下障害学(音声障害、構音障害及び吃(きつ)音を含む。)						
聴覚障害学(小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。)						
臨床実習						

上記教育の実施にあたって、教育上必要な機械器具、模型を整備していることを証明する。(相違ない場合には、 <input checked="" type="checkbox"/> とする。)	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

### 参考資料

- 1 各科目の教科内容等
- 2 学則
- 3 学生募集要領

- 4 履修要綱・学生便覧等
- 5 その他  
審査するうえで参考となる書類

別紙様式 2 (言語聴覚士法施行規則第 12 条第 2 項第 2 号関係)

履 修 証 明 書

住 所  
氏 名  
生年月日 昭和・平成 年 月 日生

上記の者は、本学において言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）第 33 条第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目として、次のものを修めたことを証明する。

指 定 科 目	履修科目名	単 位 数		履 修 年 度
		講 義	実 習	
基礎医学(医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。)		単位	単位	昭和・平成・令和 年度
		単位	単位	〃 〃
		単位	単位	〃 〃
臨床医学(内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。)		単位	単位	〃 〃
		単位	単位	〃 〃
		単位	単位	〃 〃
臨床歯科医学(口腔外科学を含む。)		単位	単位	〃 〃
		単位	単位	〃 〃
		単位	単位	〃 〃
音声・言語・聴覚医学(神経系の構造、機能及び病態を含む。)		単位	単位	〃 〃
		単位	単位	〃 〃
		単位	単位	〃 〃
臨床心理学		単位	単位	〃 〃
		単位	単位	〃 〃
		単位	単位	〃 〃
生涯発達心理学		単位	単位	〃 〃
		単位	単位	〃 〃
		単位	単位	〃 〃
学習・認知心理学(心理測定法を含む。)		単位	単位	〃 〃
		単位	単位	〃 〃
		単位	単位	〃 〃
言語学		単位	単位	〃 〃
		単位	単位	〃 〃
		単位	単位	〃 〃

音声学		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃
言語発達学		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃
音響学(聴覚心理学を 含む。)		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃
社会福祉・教育(社会保 障制度、リハビリテー ション概論及び関係法 規を含む。)		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃
言語聴覚障害学総論 (言語聴覚障害診断学 を含む。)		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃
失語・高次脳機能障害 学		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃
言語発達障害学(脳性 麻痺及び学習障害を含 む。)		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃
発声発語・嚥下障害学 (音声障害、構音障害 及び吃音を含む。)		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃
聴覚障害学(小児聴覚 障害、成人聴覚障害、 聴力検査並びに補聴器 及び人工内耳を含 む。)		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃
臨床実習		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃
		単位	単位	〃	〃

令和 年 月 日

(大学の所在地)

(大学の名称)

(学部・学科名)

(大学長の氏名)



(作成上の注意)

1. 「履修科目名」欄には、厚生労働省に協議して指定科目に相当すると認められた科目名を記載すること。また、2科目以上を履修して指定の1科目の履修に相当する場合には、全科目を記載し、それぞれの科目毎に単位数及び履修年度を記載すること。
2. 証明は、当該科目を修めて卒業した大学の長が行うこと。

(別添1)

医政発 0830 第 6 号  
令和 4 年 8 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

言語聴覚士法施行規則の一部を改正する省令の公布等について (通知)

言語聴覚士法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第118号)については、別添のとおり公布され、令和4年8月30日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村(特別区を含む。)、保健所及び関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

## 記

### 1. 改正の趣旨

- 言語聴覚士法(平成9年法律第132号。以下「法」という。)第33条第4号においては、言語聴覚士国家試験の受験資格について、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学において厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者のほか、その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者についても受験資格を認めており、具体的には、言語聴覚士法施行規則(平成10年厚生省令第74号。以下「規則」という。)第16条において、職業能力開発総合大学校の長期課程において法第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目を修めた者について、言語聴覚士国家試験の受験を認めることとしている。
- このように、言語聴覚士の受験資格が得られる養成ルートは多岐にわたっているが、近年、社会のリカレント教育推進等の言語聴覚士の養成に係る環境の変化に伴い、大学の学部を卒業せずに言語聴覚領域を専門とする大学院に入学する者や、養成所等の在籍歴から結果として言語聴覚士の養

成にあたり厚生労働大臣の指定する科目を履修済みとなり大学院に在籍している者が存在している現状を踏まえ、これらの者についても言語聴覚士国家試験の受験を認めるよう、規則第 16 条に規定する受験資格の見直しを行う。

## 2. 改正の概要

- 規則第 16 条に規定する受験資格者に、
  - ・ 学士の学位を有し、学校教育基本法に基づく大学院（以下「大学院」という。）において 2 年以上修業し、かつ、法第 33 条第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了した者
  - ・ 学校教育基本法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第 15 条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において 1 年（高等専門学校にあつては 4 年）以上修業し、かつ、法第 33 条第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めた者で、大学院において 2 年以上修業し、かつ、法第 33 条第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了したものを加える。
- その他所要の改正を行う。

## 3. 施行期日

- 施行期日：令和 4 年 8 月 30 日

以上

○厚生労働省令第百十八号

言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第三十三条第四号の規定に基づき、言語聴覚士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

言語聴覚士法施行規則の一部を改正する省令

言語聴覚士法施行規則(平成十年厚生省令第七十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者)

第十六条 法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

改正前

(法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者)

第十六条 法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者は、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学の長期課程(旧職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)による中央職業訓練所又は職業訓練大学の長期指導員訓練課程、職業訓練法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十六号)による改正前の職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業訓練大学の長期指導員訓練課程、旧職業能力開発促進法による職業訓練大学の長期課程及び九年改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学の長期課程を含む。)において法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了した者とする。

(新設)

一 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学の長期課程(旧職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)による中央職業訓練所又は職業訓練大学の長期指導員訓練課程、職業訓練法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十六号)による改正前の職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業訓練大学の長期指導員訓練課程、旧職業能力開発促進法による職業訓練大学の長期課程及び九年改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学の長期課程を含む。)において法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了した者

二 学士の学位を有し、学校教育法に基づく大学院において二年以上修業し、かつ、法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了した者

(新設)

三 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は第十五条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、法第三十三条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めた者で、学校教育法に基づく大学院において二年以上修業し、かつ、法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了したもの

(新設)

（法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める者）

（法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める者）

**第十七条** 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法第九十一条第二項又は第百二条第一項本文の規定により、同法に基づく大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（旧大学令（旧大学令）に基づく大学を卒業した者を除く。）とする。

**第十七条** 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法第九十一条第二項又は第百二条第一項本文の規定により、同法に基づく大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学を卒業した者を除く。）とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

(別添2)

(教育上必要な機械器具、模型)

### 1 機械器具

ビデオ録画システム(カメラ、テレビ、ビデオコーダ含む)	2式
ビデオモニタシステム(VHS、8ミリ、テレビ)	10人に1台以上 1学級分
携帯用ビデオカメラ(VHS、8ミリ)	各学級1台以上
音声録音再生装置(カセット、CD、MD等)	10人に1台以上 1学級分
オーディオメータ(JIS診断用I型)	10人に1台以上 1学級分
自記オーディオ用レコーダ	20人に1台以上 1学級分
幼児聴力検査装置(COR検査、PS検査等が可能なもの)	20人に1台以上 1学級分
インピーダンスオーディオメータ	20人に1台以上 1学級分
補聴器特性測定装置	20人に1台以上 1学級分
人工内耳マッピングシステム	1台以上
騒音計	20人に1台以上
音響分析装置	1台以上
発音訓練装置	1台以上
呼吸発声機能測定装置	1台以上
オシロスコープ	1台以上
ファンクションジェネレータ	1台以上
パーソナルコンピューター一式	20人に1台以上 1学級分
シャーカステン	各学級1台以上
心理検査・言語検査用具(各種)	適当数
補聴器(数種類)	適当数

(別添2)

人工喉頭(電気式、笛式)	各1台以上
コミュニケーションエイド(各種)	適当数
訓練教材(各種)	適当数
発声発語器官検査用具一式(鼻息鏡等)	適当数

## 2 模型

人体解剖模型	1台以上
聴覚系解剖模型	1台以上
発声発語・嚥下系解剖模型	1台以上
神経系解剖模型	1台以上